

令和3年度 三重県地域と若者の未来を拓く学生奨学金返還支援事業助成金募集要項
【第2次募集】

1 応募資格

次の（１）の指定地域枠又は（２）の業種指定枠において、それぞれの要件①から⑤までのすべてを満たす方

（１）指定地域枠

①対象者

（ア）学生

申請時に、大学等の最終学年の1年前の学年の学生で、かつ、就業先が決まっていない方。

在学する学校等	申請可能な学年
大学院	修士課程：1年生 博士課程：最終学年の1年前の学年
大学（6年制）	5年生
大学	3年生
短期大学（専攻科を含む）	1年生
高等専門学校（専攻科を含む）	4年生
専修学校の専門課程	2年制課程の場合：1年生 3年制課程の場合：2年生 4年制課程の場合：3年生

（イ）既卒者

申請時に、大学等（上記（ア）に記載の学校）を卒業後3年以内で、三重県外に居住し、就業先が決まっていない方。（Uターンとなる県外居住者が対象）

②居住地域

「三重県地域と若者の未来を拓く学生奨学金返還支援基金条例第一条の規則で定める地域等を定める規則（平成28年三重県規則第68号）」で定める地域（以下「指定地域」という。）への定住を希望する方。

③対象企業・対象業種

事業所に雇用される者として就業を希望する方又は個人事業主等として就業を希望する方。

ただし、公務員、暴力団関係法人及び風俗営業等関係法人への就業者は除く。

④対象奨学金

日本学生支援機構第一種奨学金又はこれに準ずる奨学金を借入れ、返還予定の方。ただし、既卒者の場合は、申請時に、同上の奨学金を返還中である方。

⑤年齢

令和3年3月31日時点で35歳未満の方

(2) 業種指定枠

①対象者

(ア) 学生

申請時に、大学等の最終学年の1年前の学年の学生で、かつ、就業先が決まっていな方。

在学する学校等	申請可能な学年
大学院	修士課程：1年生 博士課程：最終学年の1年前の学年
大学（6年制）	5年生
大学	3年生
短期大学（専攻科を含む）	1年生
高等専門学校（専攻科を含む）	4年生
専修学校の専門課程	2年制課程の場合：1年生 3年制課程の場合：2年生 4年制課程の場合：3年生

(イ) 既卒者

申請時に、大学等（上記（ア）に記載の学校）を卒業後3年以内で、三重県外に居住し、就業先が決まっていな方。（Uターンとなる県外居住者が対象）

②居住地域

三重県内への定住を希望する方。

③対象企業・対象業種

県内に本社を有する事業所に雇用される者として、「三重県地域と若者の未来を拓く学生奨学金返還支援基金条例第一条の規則で定める地域等を定める規則」（平成28年三重県規則第68号）で定める産業への就業（以下「指定業種」という。）を希望する方又は県内に主たる事業所を有する個人事業主等として指定業種への就業を希望する方。

ただし、公務員、暴力団関係法人及び風俗営業等関係法人への就業者は除く。

④対象奨学金

日本学生支援機構第一種奨学金又はこれに準ずる奨学金を借入れ、返還予定の方。ただし、既卒者の場合は、申請時に、同上の奨学金を返還中である方。

⑤年齢

令和3年3月31日時点で35歳未満の方。

2 募集人数

13人

3 募集期間

令和4年2月11日（金・祝）から令和4年3月7日（月）まで

4 助成内容

（1）助成金額

（学生）在学中に借受予定の奨学金総額の1/4にあたる額（上限100万円）

（既卒者）支援対象者として認定された時点の奨学金借受残額の1/4にあたる額
（上限100万円）

（2）助成条件

（学生）大学等を卒業後、就業し、対象地域に4年間居住した場合に助成予定額の1/3を交付し、8年間居住した場合に残額を交付します。

（既卒者）支援対象者として認定を受けた日以降に就業し、対象地域に4年間居住した場合に助成予定額の1/3を交付し、8年間居住した場合に残額を交付します。

5 指定地域枠の対象となる指定地域

指定地域は、次の地域です。

○離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項に規定する主務大臣の指定を受けた地域

○辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第2条第1項に規定する地域

○山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項に規定する主務大臣の指定を受けた山村

○半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項に規定する主務大臣の指定を受けた地域

○特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する地域

○過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第2項の規定により公示された過疎地域の市町及び過疎地域とみなされる区域

○過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法附則第5条に規定する特定市町村（同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）及び同法附則第5条に規定する特別特定市町村（同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）

【参考】上記法律等で規定される地域

①全域が対象となる市町

伊勢市、鳥羽市、志摩市、尾鷲市、熊野市、多気町、明和町、大台町、玉城町、南伊勢町、大紀町、度会町、紀北町、御浜町、紀宝町

②一部の地域が対象となる市町

桑名市 …… (旧多度町) 旧古美村

いなべ市 …… (旧北勢町) 旧十社村、川原、二之瀬、田辺、小原一色、鼓
…… (旧藤原町) 旧立田村、旧白瀬村、旧西藤原村、篠立、古田、鼎、山口

鈴鹿市 …… 旧深伊沢村

亀山市 …… (旧亀山市) 旧白川村、旧野登村、坂本
…… (旧関町) 全域

津市 …… (旧久居市) 旧榊原村
…… (旧芸濃町) 旧河内村
…… (旧美里村) 全域
…… (旧白山町) 旧家城町、旧倭村、旧八ツ山村、大原
…… (旧美杉村) 全域

松阪市 …… (旧松阪市) 全域
…… (旧飯南町) 全域
…… (旧飯高町) 全域
…… (旧嬉野町) 旧宇気郷村、旧中郷村、嬉野小原・上小川

伊賀市 …… (旧上野市) 旧丸柱村、旧花垣村、旧古山村、比自岐、摺見、大滝、桂、
きじが台、諏訪
…… (旧島ヶ原村) 全域
…… (旧阿山町) 旧玉滝村、旧丸柱村、槇山、内保、音羽
…… (旧大山田村) 全域
…… (旧青山町) 全域

名張市 …… 旧国津村

※ () 内は平成の大合併前の市町村名、その他の旧〇〇町(村)は昭和 25 年 2 月 1 日現在の町村名

6 業種指定枠の対象となる指定業種

指定業種は、日本標準産業分類に定める産業のうち、次の産業です。

- A 農業、林業
- B 漁業
- D 建設業
- E 製造業
- F 電気・ガス・熱供給・水道業のうち、
[中分類]電気業、ガス業、熱供給業

- G 情報通信業
- H 運輸業、郵便業
- I 卸売業、小売業
- J 金融業、保険業（ただし、小分類の貸金業、質屋を除く）
- M 宿泊業、飲食サービス業
- N 生活関連サービス業、娯楽業のうち、
 [中分類]洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業
 [中分類]娯楽業のうち、[小分類]公園、遊園地
- O 教育、学習支援業のうち、
 [中分類]学校教育
 [中分類]その他の教育、学習支援業のうち、[小分類] 社会教育、職業・教育
 支援施設
- P 医療、福祉
- Q 複合サービス事業
- R サービス業（他に分類されないもの）のうち、
 [中分類] 政治・経済・文化団体のうち、[小分類]経済団体

7 申請方法

(1) 申請方法

申請は次の①から④までのうち、いずれかの方法で行ってください。

① 三重県電子申請・届出システム

三重県ホームページから三重県電子申請・届出システムへアクセスし、必要事項を入力してください。

申請書類のうち「申請書」と「認定希望調書」の提出については、あらかじめ Word ファイル等を作成して三重県電子申請・届出システムのフォームから添付ファイルとして登録する方法と、三重県電子申請・届出システムを利用して Web ブラウザで直接フォーム入力する方法がありますので、いずれかの方法で行ってください。

「申請書」と「認定希望調書」を作成する前に、入力項目をご確認いただき、作成に一定の時間を要することが想定される場合などは、あらかじめ Word ファイル等を作成して三重県電子申請・届出システムのフォームから添付ファイルとして登録する方法をご検討ください。

なお、三重県電子申請・届出システムでは、90 分間画面の操作がない場合、タイムアウトが発生します。タイムアウト時に保存していないデータは失われますので、定期的に保存してください。

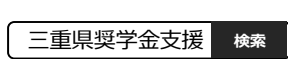
② 電子メール

電子メールにファイルを添付する場合は、パスワードを設定してください。設定したパスワードは別途連絡してください。

③ 郵送（配達証明）

④ 持参

※三重県ホームページはこちらです。



(2) 申請書類

①申請書（様式第1号）

②認定希望調書（様式第2-1号又は様式第2-2号）

③学生証の写し（既卒者の場合は、卒業証明書）

④奨学金貸与証明書又はこれに準ずるもの（既卒者の場合は、奨学金返還証明書）

※申請区分が、指定地域枠であって、かつ居住を希望する地域が、過疎地域等の場合、審査において一定の配慮を行います。

※生活保護受給世帯又は市町村民税所得割非課税世帯の方は、次の書類を提出いただいた場合、審査において一定の配慮を行います。

なお、電子申請又は電子メールにより申請を行う方が、次の書類を提出する場合は、別途郵送にて提出してください。

(ア)（生活保護受給世帯の場合）

生活保護受給証明書(県に申請書を提出する日の2カ月前の日以降に発行されたもの)（交付を受けようとする者の生計を維持する者分）

(イ)（市町村民税所得割非課税世帯の場合）

所得課税証明書（令和3年度分）（同一生計の家族全員分）

※「申請書」「認定希望調書」は全項目を入力（記載）してください（空欄がないようにしてください）。

※「奨学金貸与証明書又はこれに準ずるもの」「学生証の写し」を電子ファイルで提出する場合は、文字が判別でき、全面が入るようにしてください。登録できるファイルのサイズは10MBです。また、登録できるファイルの種類は、Word文書、Excel文書、PowerPoint文書、PDF文書、JPEGイメージ、GIFイメージ、ビットマップイメージ、PNGイメージ、ZIP圧縮ファイルです。

(3) 提出先

(電子メールの場合)

sensomu@pref.mie.lg.jp

三重県において提出が確認でき次第、提出後2開庁日以内に受信確認の返信を行います。受信確認の返信がない場合は、三重県戦略企画部戦略企画総務課（TEL 059-224-2009）までお電話ください。

なお、電子メールによる提出は、容量が25MB未満の場合に限ります。

(郵送又は持参の場合)

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県 戦略企画部 戦略企画総務課

※郵送の場合は、配達証明郵便を利用してください。

(4) 提出期限

令和4年3月7日(月)

※郵送の場合は、必着とします。

8 審査

審査は、書面審査(第1次審査)と面接審査(第2次審査)により行います。

面接審査(第2次審査)は、書面審査(第1次審査)を通過された方を対象として、令和4年3月19日(土)に三重県津市内で実施する予定です。

9 支援対象者の認定

県は、面接審査(第2次審査)後、令和4年3月下旬までに審査、支援対象者の認定を行います。

なお、認定を受けただけでは助成金は交付されません。

10 状況報告

支援対象者は、助成金(全額)を受けるまでは、居住や就業等の状況について、毎年度並びに居住及び就業の状況に変更が生じたとき、県に報告を行うものとします。

11 助成金の交付

(1) 交付申請及び交付決定

①指定地域枠

(ア) 学生

大学等を卒業後、就業し、かつ、指定地域への居住を開始した日から起算して、4年間が経過した後、1月以内に交付申請を行うものとします。

県は、交付申請書の受理後、当該申請内容を調査したうえで、交付決定を行います。

(イ) 既卒者

支援対象者として認定後に就業し、かつ、指定地域への居住を開始した日から起算して、4年間が経過した後、1月以内に交付申請を行うものとします。

県は、交付申請書の受理後、当該申請内容を調査したうえで、交付決定を行います。

②業種指定枠

(ア) 学生

大学等を卒業後、県内の指定業種へ就業し、かつ、県内への居住を開始した日から起算して、4年間が経過した後、1月以内に交付申請を行うものとします。

県は、交付申請書の受理後、当該申請内容を調査したうえで、交付決定を行います。

(イ) 既卒者

支援対象者として認定後に県内の指定業種へ就業し、かつ、県内への居住を開始した日から起算して、4年間が経過した後、1月以内に交付申請を行うものとします。

県は、交付申請書の受理後、当該申請内容を調査したうえで、交付決定を行います。

(2) 助成金の支払い(第1回)

支援対象者は、助成金の一部の交付を概算払により受けようとするときは、助成金請求書を県に提出しなければならないものとします。

県は、支援対象者から助成金請求書を受領した場合、助成金額の1/3を交付します。

(3) 実績報告及び額の確定

①指定地域枠

(ア) 学生

大学等を卒業後、就業し、かつ、指定地域への居住を開始した日から起算して、8年間が経過した後、1月以内の実績報告を行うものとします。

県は、実績報告書の受理後、当該報告内容を調査したうえで、額の確定を行います。

(イ) 既卒者

支援対象者として認定後に就業し、かつ、指定地域への居住を開始した日から起算して、8年間が経過した後、1月以内の実績報告を行うものとします。

県は、実績報告書の受理後、当該報告内容を調査したうえで、額の確定を行います。

②業種指定枠

(ア) 学生

大学等を卒業後、県内の指定業種へ就業し、かつ、県内への居住を開始した日から起算して、8年間が経過した後、1月以内の実績報告を行うものとします。

県は、実績報告書の受理後、当該報告内容を調査したうえで、額の確定を行います。

(イ) 既卒者

支援対象者として認定後に県内の指定業種へ就業し、かつ、県内への居住を開始した日から起算して、8年間が経過した後、1月以内の実績報告を行うものとします。

県は、実績報告書の受理後、当該報告内容を調査したうえで、額の確定を行います。

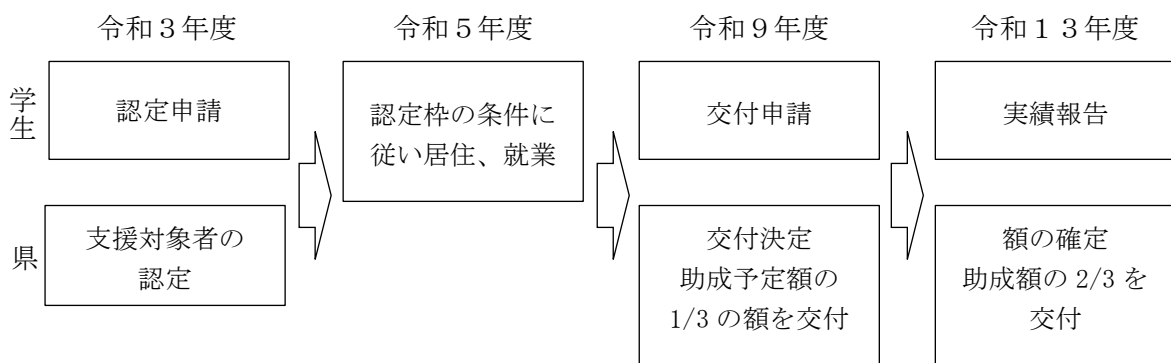
(4) 助成金の支払い（第2回）

助成金の額の確定の通知を受けた支援対象者は、通知日から原則として1月以内に助成金請求書を県に提出し、助成金の請求を行うものとします。

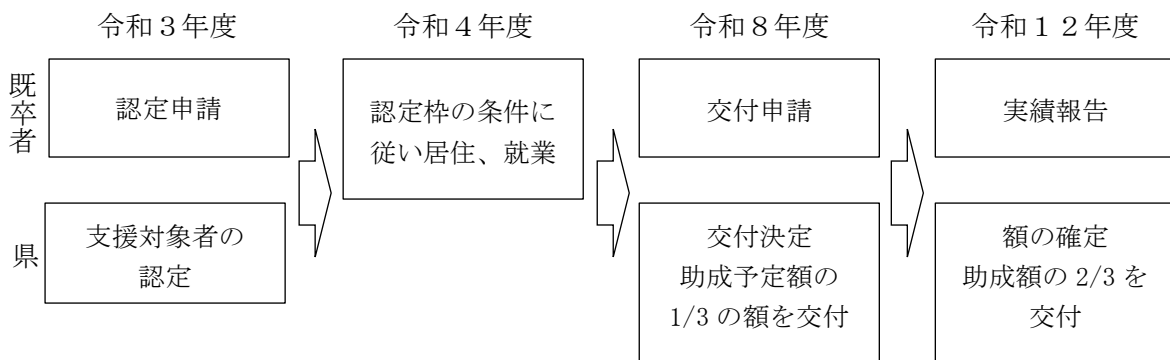
県は、支援対象者から助成金請求書を受領した場合、助成金額の残額を交付します。

12 助成金交付までの流れ（認定後の手続き）

【学生】例：大学3年生の時点で認定申請した場合



【既卒者】例：令和3年度に認定申請し、令和4年度に居住・就業を開始した場合



13 留意事項

偽りその他不正の手段により支援対象者としての認定又は助成金の交付決定を受けたことが明らかになった場合には、認定を取り消します。

14 問い合わせ先

〒514-8570 三重県 戦略企画部 戦略企画総務課

電 話 059-224-2009

FAX 059-224-2069

メール sensomu@pref.mie.lg.jp